

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

「ふれあい学習」推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、福祉教育によって地域住民の福祉意識や主体性を高め、ふれあいを深めることにより、安心して住み慣れたところで心豊かに生活できる「福祉のまちづくり」の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という）とする。

(事業の実施方法)

第3条 本会は推進地区に『地区「ふれあい学習」推進協議会』を組織し、地区「ふれあい学習」推進計画（基本目標・基本計画・実施計画等）を策定し、次の事業を行うものとする。

また、策定された「ふれあい学習」推進計画は、本会が策定する「対馬市地域福祉活動計画」等に反映させるものとする。

(事業内容)

第4条 「ふれあい学習」推進地区においては、それぞれの地区の福祉課題を明らかにして、その地区の特性を生かし、次のことを実施する。

- (1) 学校・地域における「ふれあい学習」の推進
- (2) 福祉教育の啓発、普及の促進
- (3) ボランティア活動の促進
- (4) 地域の福祉教育サポーター発掘・養成
- (5) 地域での福祉教育ネットワークの機能化
- (6) その他本事業の目的に即した事業

(財源)

第5条 「ふれあい学習」推進事業の実施に伴う財源は、本会善意銀行基金等とする。

(推進地区)

第6条 推進地区の実施は、次のとおりとする。

- (1) 平成22年度より実施 厳原地区・豊玉地区・峰地区・上対馬地区
- (2) 平成23年度より実施 美津島地区・上県地区

(連絡会議)

第7条 本会は、年1回以上推進地区の連絡会議及び研修会等を開催し、推進地区の

課題解決へ向けた情報交換・情報共有の場を設ける。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年 4月 1日より施行する。

(ふれあい学習推進協議会設置要綱(作成例))

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市〇〇地区ふれあい学習推進協議会設置要綱 (作成例)

(目 的)

第1条 この「対馬市〇〇地区ふれあい学習推進協議会」(以下「協議会」という)は、ふれあい学習推進事業の推進のため組織され、具体的な事業推進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局は、対馬市社会福祉協議会〇〇支所内に置く。

(組 織)

第3条 協議会は、委員〇〇名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから対馬市社会福祉協議会会長(以下「本会会長」という)が委嘱する。

(1) 各小中学校教職員

(2) 老人クラブの代表者

(3) 民生委員・児童委員

(4) 関係行政機関の職員

(5) 商工会関係者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(任期)

第6条 委員の任期は、3年間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第7条 協議会は、年に1回以上開催するものとする。

2 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程ならびに役職員等旅費支給規定に準じて費用弁償を行う。

(事業)

第9条 協議会は、次のことを実施する。

- (1) 学校・地域における「ふれあい学習」の推進
- (2) 福祉教育の啓発、普及の促進
- (3) ボランティア活動の促進
- (4) 地域の福祉教育サポーター発掘・養成
- (5) 地域での福祉教育ネットワークの機能化
- (6) その他本事業の目的に即した事業

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

(委員会の特例)

2 協議会の最初の会議は、第7条第2項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。